



(簡易版) 令和8年度

教育・保育施設等の利用のしおり

[詳細版はこちら](#)


1 教育・保育施設の種類

旭川市内で利用できる施設の区分は以下のとおりです。

認定	施設区分	手続き・条件等
2号・3号	認可保育所	- 旭川市に申込書類の提出が必要 - 利用するにあたり保育の必要性が必要 - 入所者は利用調整によって旭川市が決定
	認定こども園（保育利用）	
	小規模保育事業所	
	事業所内保育事業所（地域枠）	
1号	幼稚園・認定こども園（教育利用）	利用を希望する施設に直接申込み
原則不要	認可外保育施設等	各施設が利用者を決定

2 1号認定について

1号認定を受けて幼稚園等を利用する場合は、詳細版（5～6ページ）をご確認ください。

3 2号・3号認定（保育の必要性、保育の必要量）について

（1）2号・3号認定を受けて保育施設を利用する場合は、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

【保育の必要性（例）】

- ☐ 月60時間以上就労することを常態としている
- ☐ 産前6週間から産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日までの間
- ☐ 長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること
- ☐ 求職活動を継続的に行っていること（入所から90日経過する日の月末まで有効）

（2）保育の利用時間には「標準時間」と「短時間」の2種類があります。

- ☐ 保育標準時間：1日最長11時間のうち、保育が必要な時間(全ての保護者が要件を満たしている場合のみ)
- ☐ 保育短時間：1日最長8時間のうち、保育が必要な時間

※開所時間は各園によって異なるため、詳細版の1～4ページをご確認ください。

4 2号・3号認定を受けて「保育」を利用する（令和8年度新規利用希望者）

（1）受付期間

一次利用申込分：令和7年11月4日（火）～令和7年12月5日（金）【結果通知予定：2月上旬頃】

二次利用申込分：令和7年12月6日（土）～令和8年2月2日（月）【結果通知予定：3月上旬頃】

年度途中申込分：下表のとおり1か月に1回程度利用調整を行っています。

申込(希望変更)期限	結果通知予定日	利用開始日	申込(希望変更)期限	結果通知予定日	利用開始日
4月10日（金）	4月17日（金）	5月1日以降	9月10日（木）	9月17日（木）	10月1日以降
5月8日（金）	5月15日（金）	6月1日以降	10月9日（金）	10月19日（月）	11月1日以降
6月10日（水）	6月17日（水）	7月1日以降	11月10日（火）	11月17日（火）	12月1日以降
7月10日（金）	7月17日（金）	8月1日以降	12月10日（木）	12月17日（木）	令和9年1月1日以降
8月10日（月）	8月18日（火）	9月1日以降	12月17日（木）	12月24日（木）	令和9年2月1日以降

※提出書類に不足（不備）等がある場合があるため、期限に余裕をもって提出してください。

(2) 受付場所

- 旭川市こども保育課（総合庁舎3階）平日 8:45～17:15

※11月29日（土）のみ総合庁舎2階臨時窓口で受付を行います（10時～14時）。

- 各保育施設 9:00～17:00（日祝日除く）

※産休（育休）明け、産前産後期間のみの利用、転入予定、広域利用、特別支援保育を希望される方は
こども保育課に直接お申込みください。

(3) 提出書類（世帯の状況によって異なるため、詳細版の10～11ページをご確認ください）。

- 保育の利用申込書（令和8年度）【必須】
- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（現況届）【必須（転所申込は不要）】
- 保育の必要性を証する書類（全ての保護者の分）※提出日から3か月以内に証明されたもの
【例】・被雇用者→就労証明書（職場から証明されたもの）
・求職活動中→保育の必要性に係る申立書（本人が記載したもの）

(4) 入所選考（利用調整）

旭川市が家庭状況・保護者の就労状況等により、優先順位をつけて入所者を決定します。

(5) 利用調整後の手続きについて

- 入所が決定した場合…利用調整結果通知書が送付されますので、該当施設に連絡して入所の
手続きを行ってください。また、やむを得ず辞退する場合は、施設及び
こども保育課までご連絡ください。
- 入所が決定しない場合…年度内は次回行われる利用調整に自動で移行されますので、
申込内容（入所希望日や入所希望園、育児休業期間）等の変更や、
申込を取り下げる場合はご連絡ください。

⇒入所が決定しない場合の利用調整結果通知の送付は、初回の利用調整時のみ送付されます。

2回目以降の選考分で証明が必要な場合は、右の QR コードから申請してください。



5 育児休業（育休）明けの方へ（ならし保育の期間にご注意ください）

通常、育休中は保育所等を利用できませんが、育休明けから利用を希望する場合、育休の最終日の
2週間前の日付から利用を希望できます（例：育休最終日10/15→利用希望日10/1～）。入所希望日
より2週間以上長く育休を取得している場合は、保育所等に入所次第、2週間以内に復帰することをお約束
いただき、育児休業取得証明書（短縮申立にチェックがあり、同意欄に保護者の署名があるもの）又は就労
証明書（証明書の項目9番と15番に記載があるもの）の提出が必要です（就労証明書の場合は保育の利用
申込書の裏面にある保護者署名欄にご記載してください）。

6 認可保育所等の空き状況（受入可能児童数）について

直近の利用調整後の空き状況を旭川市のホームページに公表していますので、
右の QR コードからご確認ください。



【 注意事項 】

利用決定後に申込時と状況が異なる事実や不実の申立てが判明した場合、入所が取消になることがあります。

【 お問合せ 】

旭川市子育て支援部こども保育課

住所：旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎3階

電話：0166-25-9845（平日 8:45～17:15）



インストールしました！



ASAKIDS_KOSODATE